

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

まず、災害への対応についてであります。

先の平成27年9月関東・東北豪雨災害から2か月余が経過いたしました。この間、県では、関係市町と一体となって、住民の生活の再建に向けた取組を進めて参りました。

また、これまで、被災した河川、道路等の公共施設や農業用施設等について、緊急的な対策等を実施してきたところであり、引き続き、国及び市町等と連携しながら、被災地の一日も早い本格復旧に向けて全力で取り組むとともに、今回の災害の教訓を今後に活かせるよう、初動対応等についての検証作業を進め、地域防災計画等に反映させていくなど、災害に強いとちぎづくりを積極的に進めて参ります。

次に、去る10月27日に、沖縄県^{まぶに}摩文仁の丘にある「栃木の塔」において開催されました栃木県南方方面戦没者追悼式に、岩崎議長とともに参列し、先の大戦で亡くなられた本県出身の方々を慰霊して参りました。

先人の足跡に思いを馳せ、戦禍の記憶を風化させることなく、平和の尊さを次の世代に引き継ぐことが私たちの責務であることを改めて胸に刻んで参りました。

次に、台湾における誘客プロモーションについてであります。

先月29日から31日にかけて、岩崎議長をはじめ県議会の代表の皆様とともに、台湾を訪問し、観光イベントや現地旅行エージェントを対象とした観光説明会を開催して、本県観光地の魅力をPRして参りま

した。

また、依然として継続している本県産の食品に対する輸入規制について、関係機関に対し、早期解除を要請いたしましたところ、去る24日、台湾の対日窓口機関である亜東関係協会の李^り 嘉^{かしん}進会長が来県され、本県農産物についての放射性物質検査の実施状況を調査されました。私からは、本県産食品の安全性を十分に説明するとともに、輸入規制措置の解除に向けた支援を改めてお願いいたしました。

今後とも、台湾はもとより、東アジアや東南アジアなど、海外に向けた戦略的なプロモーションを展開し、誘客促進及び県産品の販路開拓に努めて参ります。

次に、足利銀行の持ち株会社である足利ホールディングスと常陽銀行の経営統合についてであります。

今月2日、両社の経営統合に関する基本合意について、足利ホールディングスから経過報告があり、私からは、県民や事業者に対する説明責任を果たすことや、経営統合により、地域経済界との関わりを前進させることなどを要望いたしました。

県民からの様々な声をしっかりと受け止めるとともに、統合による経営基盤の強化により、相乗効果を最大限に発揮し、本県産業・経済の発展に貢献されるよう強く期待するものであります。

次に、T P Pへの対応についてであります。

先頃大筋合意となったT P P協定について、本県においては、自動車産業をはじめとした輸出産業を中心に好影響が期待される一方、農林業分野では関税引下げ等による影響が懸念され、関係者の間に不安

が残る結果となっております。

このため、先月19日に、私を本部長とする「栃木県T P P 対策本部」を設置し、情報収集や県内への影響分析を進めるとともに、今月11日には、国に対し、県民の理解を得るための十分な説明、農林業対策、中小企業等の海外展開に対する支援など、T P Pに関する必要な要請を行ったところであります。

去る25日、国においては、「総合的なT P P 関連政策大綱」を策定したところであり、今後も国の動向等を注視しながら、県民の皆様の不安を払拭し、ものづくり産業と農林業とが並び立ち、共に成長していくことができるよう、適切に対応して参ります。

次に、昨年来、策定を進めて参りました次期プランについてであります。

次期プランにつきましては、名称を栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン（仮称）」といたしまして、本県が目指すべき将来像を「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」として掲げ、先頃、第2次素案として、県議会検討会にお示したところであり、今後、パブリック・コメントを実施し、来年2月の策定を目指して参ります。

本県の将来像の実現に向け、県を挙げて、「次代を拓く人づくり戦略」など5つの重点戦略を積極的に展開し、県民誰もが未来に希望を抱き、ふるさとに誇りを持てるとちぎづくりを進めて参ります。

次に、本県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、県議会の御提言をはじめ、産官学金労言の参画による懇談会の御意見

や、市長並びに町長との意見交換等を踏まえながら、先月末、「とちぎ創生15戦略^{いちご}」として策定したところであります。

県民はもとより、市町、さらには、企業、団体等多様な主体との連携を図りながら、県全体でまち・ひと・しごと創生への力強い潮流を生み出せるよう、本県の未来創生に果敢にチャレンジして参ります。

また、次期行財政改革大綱につきましては、今般、素案を取りまとめ、現在、パブリック・コメントを実施しているところであります。

次期大綱が、「とちぎ元気発信プラン」や「とちぎ創生15戦略^{いちご}」を推進する上での土台づくりにつながりますよう、県民との協働や市町との連携強化等に努めながら、不断の行財政改革に取り組んで参ります。

次に、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた対応についてであります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴う様々な波及効果を、本県の活性化に結び付けていくことを目的として、今般、「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン」を策定いたしました。

このビジョンに沿って、市町や関係団体等と連携しながら、オール栃木体制で戦略的な取組を展開し、オリンピック・パラリンピックの開催等を通じて創り出され、未来に引き継がれるべきレガシーを、将来にわたって継承して参ります。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

指定廃棄物の処理は、県全体で解決すべき重要な課題であります。

現在、国においては、詳細調査候補地となった塩谷町における説明会の開催に向けて、地元の皆様の御理解をいただけるよう、取り組んでいるところであります。

引き続き、国には最大限の努力を要請するとともに、県といたしましても、一日も早い安全な処理に向けて、役割を果たして参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例15件、その他の議案13件の計29件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第3号）は、平成27年9月関東・東北豪雨により甚大な被害を受けた河川、道路、農業用施設、山地治山施設、さらには社会福祉施設等の復旧等に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、48億6,443万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,482億9,953万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、地方交付税を充てることといたしました。

第2号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設を日光市に設置するため、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定めるため、新たに条例を制

定するものであります。

第5号議案は、がん登録等の推進に関する法律等の制定に伴い、栃木県がん登録等審議会を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

第6号議案は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、新たに条例を制定するものであります。

第7号議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするものであります。

第8号議案は、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村に移譲すること等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、採石法等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予に関し必要な事項を定めるため、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、栃木県立産

業技術専門校条例及び栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第13号議案は、平成28年1月1日から宇都宮市に栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園を設置するため、栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

第14号議案は、栃木県立足利図書館を足利市へ移管することに伴い、栃木県図書館設置条例の一部を改正するものであります。

第15号議案は、栃木県小山警察署の新築移転に伴い、栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正するものであります。

第16号議案は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止するものであります。

第17号議案は、栃木県教育委員会委員陣内雄次氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第18号議案は、栃木県収用委員会委員鎌形俊之氏及び長谷川雅代氏並びに予備委員安田真道氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、長谷川雅代氏及び安田真道氏を再任し、鎌形俊之氏の後任として川村壽文氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第19号議案及び第20号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第21号議案は県有財産の譲与について、第22号議案は県有財産の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

第23号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第24号議案は、栃木県県民の森に係る指定管理者の指定について、議決を求めるものであります。

第25号議案は、訴えの提起について議決を求めるものであります。

第26号議案は、訴訟上の和解について議決を求めるものであります。

第27号議案は、栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について議決を求めるものであります。

第28号議案は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標を定めることについて、第29号議案は地方独立行政法人栃木県立がんセンターに承継させる権利を定めることについて、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。